

令和5年度 特裁認証申請書等作成上のポイント及び注意点について

1. 申請書類（様式第1号）

- 申請作物の記入……【玄米・精米・作物名（△△△△）】 → 申請作物を○で囲む。
※精米出荷がある場合は、玄米・精米双方を○で囲む。
- ガイドライン表示において栽培責任者等を「組織名」で表示する場合は、氏名欄に組織名、代表者名を記入し、それに続けて（ ）書きで総括する者の氏名を記入する。この場合、住所は「所在地」に変更する。
- 栽培責任者・確認責任者とは同一でないこと。
- 精米責任者・精米確認者とは同一でないこと。
- 認証シール申請枚数 ・残シール枚数の計上について 1又は2のいずれかを○で囲む。
・交付申請枚数は10枚単位に切り上げて記入する。

2. 鶴岡市特別栽培農産物認証実績報告（中間・最終）（様式第5号）

- 実績報告書類（2・3・4・5・8・9・11・12）⇔本資料の項目番号 各資材証明は不要。
 - ・ガイドライン表示（貼付した現物（コピー写真可）、又は原稿を印刷したもの）
 - ・鶴岡Ⅰ型・Ⅱ型の生産者及び精米出荷者（2・3・4・5・8・9・11・12）提出。
 - ・鶴岡Ⅰ型・Ⅱ型以外の特裁生産者（2・3・4・5・9）提出。
出荷及び販売終了後1ヶ月以内に提出。（最終）
但し、3月末まで出荷及び販売が完了していない場合は、4月上旬まで提出。（中間）
尚、最終提出書類の内、（3・4・9・11・12）について、中間実績報告している場合は、提出不要。
- （注）前々年度の実績報告書が未提出で、かつ前年度の中間実績報告書を提出しない場合は、次年度の申請が出来ないこととなります。

3. 生産者名等（別紙1）

- 認証区分・作物/品種・栽培面積・ほ場番号に記載、小計・最終行に合計を記入
- ほ場番号は、全ほ場「通し番号」が原則。
- 新規ほ場には ☑と前作作物名（○○○）を忘れずに記入!!

4. 生産計画（生産実績）（別紙2—1）

- 肥料のチッソ成分・農薬成分回数の削減割合は、次のとおりです。
6. 54削減は6割減 5. 01削減は5割減 4. 99削減は申請できません。

- 化学肥料窒素分量は、小計欄ごとに端数処理をしないで窒素分量合計で小数点第3位を切り上げし、小数点第2位で記入する。 0の場合は、0.00と記入。
- 外部購入資材（肥料）の全てについて、資材証明書等や肥料登録証の写しを添付すること。
 - ・資材リスト（①農林水産省リスト、②山形県農林水産部リスト、③全農リストの3種類）に記載がある資材については、資材証明書の添付は不要です。
 - ・但し、①及び②のリストには分量記載がないため、この両リスト記載の資材を使用する場合は、分量記載のあるパンフレット等を添付すること。
 - ・リストに記載のある資材を使用する計画の場合は、別紙2-1記入の際、使用資材名の後に、記載リスト名（リスト番号可）と登録番号を資材名の後に記入すること。
- 慣行レベル値、節減対比、分量・回数、チッソ分量や農薬成分名の誤り、未記入が多いので注意!!（濁音・半濁音の誤記入）
- 現地等中間確認欄（確認責任者）の確認年月日は次のとおりです。（実績報告時）
 - ほ場確認年月日 ⇒ 移植作業確認の確認責任者名、確認年月日を記入する。
 - 栽培管理状況確認年月日 ⇒ 実地調査当日までの栽培実績確認の確認責任者名、確認年月日を記入する。
- 最終確認欄（確認責任者）の確認年月日は次のとおりです。（実績報告時）
 - 確認責任者名、収穫確認年月日を記入する。

5. 出荷計画（出荷実績）（別紙3）

- 出荷量は、認証される生産ほ場からの全生産量を記入する。
 - ～ 栽培面積×予定収穫量で計算した数量と一致するように!!
- 玄米と精米の出荷がある場合は、別紙3を別々に作成、最終頁に総合計を記入
- 出荷実績確認欄（右上）に最終出荷確認年月日・精米確認者名を記入する。（実績報告時）

6. ほ場図（別紙5）

- ほ場周辺地図は、必要事項を漏れなく記入する。
 - 方角・ほ場番号・面積・農道・水路等・隣接ほ場の幅（m）・用排水口の位置
 - 近隣の土地の使用状況、隣接ほ場の氏名・作型 ～ 特に、鶴岡Ⅰ型・Ⅱ型の場合は注意

7. 精米施設及び保管場所等の見取図（別紙6）

- 精米施設を保有している場合は提出すること。
- 作業所の広さや機械等の配置が判るように記載。
- 作業委託施設の場合も提出すること。

8. 特別栽培米受払台帳（別紙7）

- 精米出荷がある場合は、申請時に提出が必要。
台帳枚数が多い場合は、共通項目欄(上段)を記載した代表例一枚の添付
- とう精期間中、原則月一回以上、精米確認者が記録や表示の確認が必要。

9. ガイドライン表示（別紙8）

- ガイドライン表示票は、申請者が自ら作成
- 薬剤成分名の誤記載が多いので注意!!
- 名称は「特別栽培○○」「特別栽培農産物○○○」（○○は農産物の一般名称）とする。
- 農薬を使用していない ⇒ 農薬：栽培期間中不使用
- 有機JAS別表2（ノーカウント農薬）のみ使用 ⇒ 節減対象農薬：栽培期間中不使用

10. ほ場看板（別紙9）

- 作物より高く見やすく立てて、風雨によって破損しないような構造!!（実地検査時まで設置）
- 鶴岡Ⅰ型・Ⅱ型の栽培ほ場には、「表示旗（赤旗等）」を設置。
- 特別栽培開始年月日とは
特別栽培の管理を開始した時点の前作収穫終了日の翌日とする!!

11. 鶴岡Ⅰ型・Ⅱ型生産行程管理記録簿（別紙10）

- 申請時に提出が必要（鶴岡Ⅰ型・Ⅱ型生産者）（実績報告時）生産者名を記入する。
前作収穫後、耕起までに肥料等散布した場合は、使用した資材名を記入する。
- 育苗用培土を使用した場合は、資材証明書を添付する。（Ⅰ型・Ⅱ型以外も同様）
- 隣接ほ場生産者と3月中に協議を行う!! 協議年月日及び隣接ほ場者全員を記入。

12. 鶴岡Ⅰ型・Ⅱ型特別栽培認証 確認書（様式第8号）

- 鶴岡Ⅰ型・Ⅱ型生産者 （実績報告時に生産者名を記入し、提出する。）

◆◆実地調査での留意点◆◆

- まず、情報の共有から 実地調査当日は、最新の申請書類一式を準備してください。
- 基本、現物・記録主義 現地でないと確認できないもの（現物・現場）を確認します。
- 確認責任者の検査 確認責任者がどのように確認しているかを検査します。

1. 生産ほ場の確認

- ①検査員によるほ場確認は、確認責任者による生産ほ場の把握・確認状況などの記録を確認し、その内容が適正と認めた場合に、その記録に基づいて行います。
- ②現地におけるほ場確認では、生産者名等(別紙1)のほ場所地番とほ場面積、ほ場図(別紙5)、ほ場看板の表示内容と突合させて確認します。

2. ほ場看板の設置確認

- ①実地調査時まで設置されているほ場看板を確認します。鶴岡Ⅰ型・Ⅱ型は表示が赤旗等であることを確認します。(様式 別紙9参照)

3. 生産実績の確認

- ①栽培管理と生産実績は、栽培責任者による栽培記録の作成と確認責任者による記録の点検・把握(時期、確認項目、確認の署名など)が適正であるか確認します。
- ②実地調査当日までの栽培実績施肥(量を変更した場合は、その量)、防除などの実績月日を記入した生産計画・実績(別紙2)の写しを検査員に提出します。
- ③同様に、鶴岡Ⅰ型・Ⅱ型生産行程管理簿(別紙10)の写しを検査員に提出します。
- ④生産計画・実績(別紙2)に確認者の確認署名が必要で、記載のないものは、確認記録とは認められません。(現地等中間確認欄：①ほ場確認②栽培管理状況確認)

4. 精米記録確認

- ①精米出荷の記録・確認で、精米確認者の確認間隔が一ヶ月以上であると認められた場合は、特別栽培農産物に係る表示ガイドライン第6条2の(1)に違反することから、指摘事項として「確認回数とその記録の改善を行うこと」との指摘が付され、改善報告書の提出を求めることになります。

5. ガイドライン表示と認証シール(以下、「表示票」という)の表示方法の確認

- ①「表示票」取り扱い、表示ガイドラインを準拠するうえで最も重要なことなので、不適切な事項や改善を要する事項が認められた場合は、指摘事項とします。
- ②出荷又は販売時の包装等に「特別栽培米」などの表示が適正か確認します。
- ③無農薬、無化学肥料、減農薬、減化学肥料など、表示禁止用語を表記していないか確認します。
- ④「表示票」の内容・作成・貼付(使用しているか)・管理などが適正に行われているか確認します。
「ガイドライン表示」は未作成又は、在庫がない場合を除き、原則として現物を確認します。

◆◆確認責任者の任務は重要です◆◆

1. 用語の定義（特別栽培農産物に係る表示ガイドラインでの定義）

確認責任者とは、「栽培の管理方法を調査し、管理等に係る記録内容を確認するものであって、栽培責任者による管理等について必要に応じ指導を行うものをいう。」とされています。

したがって、確認責任者は重要な役割を担っており、「当該地域の農業に精通し、技術的な指導が可能な者であることが望ましい」とされています。

2. 確認状況の記録を作成

確認責任者は、予め（実地調査前までに）申請ほ場全体の把握と確認を行い、ほ場の的確性（ほ場の所在、ほ場の区画等）、植栽の有無、生産計画との整合性、混植の有無、生育状況、計画変更の有無、ほ場看板設置と記載内容、ガイドライン表示・認証シール貼付の状況などの点検を行う必要があります。確認状況について記録を作成しなければなりません。（表示ガイドライン第5の4の(1)～(5)）

また、その証しとして、栽培計画、栽培管理記録および出荷記録等を、受領後3年間保管する必要があります。

3. 検査員による実地調査では

検査員が行う実地調査では、確認責任者の確認・点検が適切に行われているかを、確認記録に基づいて調査します。

したがって、実地調査では確認記録の写しの提出が求められます。

もし、実地調査において検査員が、確認記録が不十分と判断した場合は、「確認記録の整備」について指摘事項となります。

4. 精米確認者も同様

3. の確認と記録は、精米確認者にも同様に適用されます。

表示ガイドラインでの定義では、精米確認者とは、「とう精の実績等を調査し、その実績などに係る記録内容を確認する者であって、米穀に関し一定の知見を有し、精米責任者によるとう精等について必要に応じ指導を行うものをいう。」とされており。

したがって、精米確認者は精米作業の状況を確認し、その記録を作成しなければなりません。（表示ガイドライン第6の2の(1)(2)） また、確認した記録の3年間保管も同様です。

精米確認者の主な確認項目は、次のとおりです。

- ① 精米施設、保管施設の状況（申請内容との整合性など）
- ② 慣行栽培米との区分管理の状況
- ③ 特別栽培米受払台帳と認証シール管理簿（残シール枚数の確認など）
- ④ 精米工程の妥当性（ガイドライン表示・認証シールの貼付場所と貼付する者など）
- ⑤ 出荷・販売袋における表示内容の状況（表示禁止事項の有無など）

◆◆ガイドライン表示に関する留意点◆◆

《ガイドライン表示とは》

- ⇒ 包装袋に『特別栽培』と表示した農産物を一般消費者向けに出荷・販売する場合は、認証の有無にかかわらず「ガイドライン表示」が必須です。
- ⇒ 確認責任者はガイドライン表示の内容が適正であることを確認し、見やすい場所に表示（貼付）しなければなりません。

1. 品目名の表示

品目名の表示は「特別栽培農産物」、または「特別栽培〇〇」とします。

※ 「〇〇」は、山形県が定める慣行レベルで示す「品目名」とし、ひらがな・漢字カナの表記に注意してください。（例：○トマト→×とまと、○えだまめ→×枝豆、○かき→×柿など）

2. 不適正表示（行為）

(1) 包装袋などにガイドライン表示（貼付）がないのに、「特別栽培米」などと表示した場合

(2) ガイドライン表示がない状態で、認証シールを貼付した場合

いずれも、

「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」第4の1. 2. 3、鶴岡市認証業務要綱に反することになり、出荷停止・回収措置、表示の是正措置などが求められ、最悪の場合は認証取り消しになります。

3. 直接表示（貼付）が困難な場合

やむをえない事情によりガイドラインシールや認証シール（表示票）を包装袋などに直接表示することが困難な場合は、取扱いについて事前にエコタウン室に相談してください。

4. 略式表示など

ガイドライン表示を略式表示、あるいは節減対象農薬の使用状況を他の情報などと一緒にインターネット上で表示する場合は、その表示内容がわかる資料を添付してください。